近畿労働金庫

## インターネットバンキングにおける投資信託の解約指定方法の追加に係るご案内

いつもろうきんをご利用いただき、ありがとうございます。

さて当金庫では、インターネットバンキング(ろうきんダイレクト)による投資信託の解約 指定方法について、口数の指定による一部解約または全部解約より選択いただいております が、より利便性を高めるため、金額の指定による一部解約を追加いたします。

つきましては、下記のとおりご案内いたしますので、ご活用ください。

なお、ご不明な点等がございましたら、下記のお問合せ先までご連絡いただきますようお願いたいします。

記

## 1. 変更内容

インターネットバンキングにおいて投資信託の一部解約をお申込みする場合は、解約する 口数の指定または金額の指定が可能になります。

なお、金額指定解約時に指定できる解約金額は、インターネットバンキングの解約申込画 面に表示される「解約可能金額」までの金額となります。

また、次の場合には、金額を指定した場合でも全部解約として約定しますので、ご留意ください。

- ・注文約定日における基準価額が基準日における基準価額より下落し、指定した 解約金額が注文約定日時点の評価額の90%を超過した場合。
- ・代金計算日における基準価額が基準日における基準価額より下落し、指定した 解約金額が注文約定日時点の評価額を超過した場合。

## 2. 変更日

2025年10月20日(月) 午前6時

## 3. お問合せ先

ろうきんダイレクトヘルプデスク

0120-302-090

受付時間:平日9:00~17:00

※土日祝、12月31日~1月3日はご利用いただけません。

※投資信託に関するお問合せは、"3"と"#"を押してください。